

京都府知事選挙

投票日時

4月8日（日）午前7時から午後8時まで

4月8日（日）は、京都府知事選挙の投票日（予定）です。
豊かで住みよいまちを築くため、私たち一人ひとりの選挙権を大切にしましょう。

投票できる人

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

今回の選挙で新たに亀岡市で登録されるのは、次の人です。

- 満18歳になる人 平成12年4月9日以前に生まれた人
- 最近転入した人 平成29年12月21日以前に亀岡市に転入届を出され、引き続き亀岡市内に住んでいる人

転入・転出と投票できる場所

異動の別		届出の日	投票の場所
転入	京都府外からの転入	平成29年12月21日以前	亀岡市
		平成29年12月22日以後	投票できません。
	京都府内の他の市町村からの転入	平成29年12月21日以前	亀岡市
		平成29年12月22日以後	前住所地（引き続き京都府内に住所を有することの確認が必要です） ※この場合、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
転出	京都府外へ転出	全期間	投票できません。
	京都府内の他の市町村へ転出	平成29年12月21日以前に転出先へ転入届を提出	新住所地
		平成29年12月22日以後に転出先へ転入届を提出	亀岡市（引き続き京都府内に住所を有することの確認が必要です） ※この場合、亀岡市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
亀岡市内で転居した人	平成30年3月8日以前に転居届を提出	新住所地の投票所	
	平成30年3月9日以後に転居届を提出	以前の住所地の投票所	

平成29年12月22日以後に京都府内の市町村間で住所を異動した人は、前住所地で投票できます。その際には、引き続き京都府内に住所を有することの確認が必要となりますので、お時間をいただく場合がございます。

なお、市区町村の発行する居住証明書を持参していただくと、確認を省略することができます。市区町村の発行する居住証明書は、転入先または転出地の市区町村の市民課などで交付請求してください。